

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正（案）に関する御意見の再募集について

令和8年9月1日

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正（案）について、下記のとおり、再度御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）（必着）

2. 御意見募集対象

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正（案）について（概要）

※本意見募集は、令和8年6月16日～同年7月15日（案件番号495260087）において行ったものですが、改正案の一部に誤りがみつかったため、誤りの部分においてのみ再度の意見募集をいたします。

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス： nanbyo-hourei※mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課企画法令係宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@(半角)に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等につい

て」の一部改正（案）に関する意見」と明記して御提出ください。

(3) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課企画法令係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。